

一般名処方加算に関しまして

いつも当クリニックをご利用いただき誠にありがとうございます。

現在、一部の医薬品について安定的な供給が難しい状況が続いています。

そのため、医薬品に関しまして、特定の「商品名」を指定するのではなく、薬剤の有効成分をもとにした『一般名処方(加算)』を行っています。

『一般名処方』は、有効成分、効能が同じお薬であれば、いくつかの選択肢の中から患者様にお薬を選んでいただくことができるようにするものです。

※一般名処方とは お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。

この明細書の発行等について、厚生労働大臣の定める施設基準に適合している旨、地方厚生局長等に届け出を行っておりますため、受診した患者に対し、明細書発行体制等加算として再診料に 1 点を加算しております。

明細書が不要な場合でも同様に算定させていただきます。

医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算について

国が定めた診療報酬算定要件に従い、当院では 2024 年 7 月 1 日より下記の通り保険診療に係る項目を算定していますので、お知らせいたします。

当院は「オンライン資格確認」を行う体制を有しており、診療情報(受診歴・薬剤 情報・特定健診情報・その他)を取得・活用し、質の高い医療の提供に努めているため、厚生労働省の定めにより以下の点数を算定しております。

また、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

医療情報取得加算

【初診時】

健康保険証での受診:3 点

マイナ保険証利用での受診:1 点

※情報の取得に同意された方

【再診】(3ヵ月に 1 回)

健康保険証での受診:2 点

マイナ保険証利用での受診:1 点

※情報の取得に同意された方

医療 DX 推進体制整備加算

初診時、月 1 回に限り 8 点

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お気軽にご質問、ご相談ください。